

案1-2

まぐろはえ縄漁業

1 制限措置

別表のとおり

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和8年5月11日から同年6月11日までとする。

別表

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
まぐろはえ縄漁業	6 隻	総トン数 5 トン以上 20 トン未満で許可証に記載された総トン数	定め無し	周年	小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）の線）から南側の小笠原諸島地先海面）。	小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が小笠原支庁管内の区域にある者であること。
	1 隻					三重県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が三重県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が三重県の区域にある者であること。
	8 隻					和歌山県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。
	2 隻					徳島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が徳島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が徳島県の区域にある者であること。
	4 隻					高知県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
	1 隻					大分県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が大分県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が大分県の区域にある者であること。
	2 隻					鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること